

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県西磐井郡平泉町

2 構造改革特別区域の名称

平泉町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県西磐井郡平泉町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

本町は、東経141度7分4秒、北緯38度59分1秒、岩手県の南部に位置し、南は岩手の南玄関口である一関市に、北は奥州市に隣接し、東は標高596mの東稲山を境に、一関市東山町(東磐井郡旧東山町)と丘陵で境している。市域は東西に16.15km、南北に8.51kmあり、西部は奥羽山脈、東部は北上山地を形成する山々に挟まれている。面積は63.39km²で、そのうち山林が32.4%と最も多いが、田も21.6%を占めており、町を分断して流れる北上川の水利にも恵まれ、稲作中心の農業が盛んである。

(2) 気候

本町は表日本気候に属し、平均気温は11.5℃と低いが、4月から気温が上がり、10月まで温暖な気候が続く。また、6月中旬からの入梅と9月の台風時期に降雨量が増し、これまで、北上川や支流河川の氾濫によって農作物に被害をもたらすこともたびたびあった。

(3) 人口

本町の平成21年12月31日現在の住民基本台帳人口は、8,634人で、平成12年(9,243人)と比較して609人、6.6%減少している。

世帯数は2,614世帯で、平成12年(2,547世帯)と比較すると67世帯増加しているが、1世帯当たり人数は0.3人減の3.3人となっており、核家族化が進んでいる。

人口を年齢階層別で見ると、14歳以下の年少人口は1,031人(12.0%)、15～64歳の生産年齢人口は5,044人(58.4%)、65歳以上の老年人口

は2,559人(29.6%)となっており、平成12年(25.1%)と比較すると老年人口比率は4.5%上昇し、高齢化が進展している。

(4) 産業

平成17年の国勢調査によると、本町の就業者数は4,682人で、平成12年(4,891人)と比較して209人、4.3%減少している。

産業別にみると、第1次産業801人(17.1%)、第2次産業が1,454人(31.1%)、第3次産業が2,422人(51.8%)となっている。

基幹産業である農業は、米価の下落等に起因する厳しい経営環境のもと、地域の担い手不足や従事者の高齢化という大きな問題を抱えている。

また、工業では、諸外国の金融破綻の影響を受け、自動車関連分野や半導体関連分野において全国的に経営が悪化しており、本町の企業もこのような影響を大きく受けたことから、非常に厳しい経営状況にある。

さらに、観光客をあてこんでいた商業・サービス業でも、長引く不況や円高、滞在時間の短縮等により、観光客等の購買意欲が著しく低下していることから、地元商店街の空洞化がますます進んでいる。

5 構造改革特別区域の意義

本町は、平安末期に藤原四代によって栄華を極め、独自に発展させた仏教寺院・浄土庭園等の華麗な黄金文化遺跡群が多数残されており、その象徴として、中尊寺金色堂や毛越寺浄土庭園等の重要な文化遺産が現存している。これらの文化遺産は、平成13年にユネスコ世界遺産センターにおいて、世界遺産の暫定リストに登載されており、平成23年の世界文化遺産登録を目指している。

豊富な文化遺産を目当てに、毎年約200万人もの観光客が本町を訪れており、町の産業も、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業を中心とした第1次産業から観光等のサービス業へと主要産業が移ってきている。

しかし、毎年多くの観光客が本町を訪れるも、その多くは中尊寺や毛越寺のみを拝観し、短時間で移動してしまうため、本町は典型的な通過型の観光地となっている。そのため、十分に時間をかけてまちを歩く人も少なく、観光客の消費も低迷し、商店街の疲弊が進んでいる。要因として、平泉の持つまちの魅力を十分にアピールしきれていないことや、収容力のある宿泊施設が少なく周囲の大規模温泉施設等に観光客を奪われてしまっていること等があげられる。本町には中尊寺、毛越寺以外にも多数の文化遺産があるほか、周辺の自然景観や伝統文化もまちの魅力となることから、豊富な地域資源を十分に活かすための仕掛け作りが課題となっている。

そこで、平成21年度に、宿泊施設の脆弱さを補完し、かつ、まちのくらしそのものを観光客に堪能してもらうため、民泊推進プロジェクトを立ち上げ、連日ワークショップ

プ等を開催し、平泉らしい観光客誘致のあり方について検討している。

検討が進む中で、本町の新たなおもてなしとして、地場の農村文化に根ざした「どぶろく」造りが提案され、さらに周辺の遺跡から多数発掘されている「かわらけ」という平安時代の杯を復元し、これに「どぶろく」を注いで味わってもらおうという趣向が考え出された。

平成23年に世界遺産登録がなされた暁には、ますます多くの観光客が訪れることが予想されており、渋滞対策や2次交通の確保等受け入れ体制の整備が大きな課題となっている。その一方で、こうした観光客がゆっくりとまちの魅力を堪能し、満足してもらうために、現在進めている民泊と「どぶろく」を提供する農家民宿の開業を促進し宿泊施設の充実を図ることが効果的であることから、特区制度の活用は必要不可欠である。

6 構造改革特別区域の目標

特例措置を活用することにより、「どぶろく」を提供できる農家民宿や農家レストラン等の開業を促し、人とのふれ合いによる質の高いおもてなしに心がけることで、観光客等の満足度を高めリピーターの増加につなげる。また、都市部からの来訪者と地域住民との交流が活発化することで、地場製品の需要や付加価値が高まるほか、新たな農産加工品の製造販売や地産地消を推進することで、平泉ブランドの確立と農業経営の安定化を図る。このように、滞在型観光を推進し農商工連携を拡大させることで、地域の活性化につなげるのが本計画の目標である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、農家民宿の開業を促進し課題である観光客の受入体制を充実することで、通過型観光から滞在型観光への転換を図る。「どぶろく」や郷土料理の提供等、質の高いおもてなしに心がけ、併せて滞在型グリーンツーリズムや宿泊型観光プログラムの開発を進めることで、交流人口の拡大が期待できる。

農業面では、農家民宿や農家レストランの開業が増える一方で、平成21年度に農産加工施設が開業し地域の特産品となる新たな加工品製造が行われることにより、材料となる地域農産物の消費拡大が見込まれる。近い将来、道の駅を開設する予定となっており、地域農産物や加工品等の販売を広げることで農業者の所得増加と農業の活性化が図られる。

○数値目標

(1) 「交流人口」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
1,968,100人	2,100,000人	2,400,000人

(2) 「宿泊者数」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
26,785人	30,000人	50,000人

(2) 「農家民宿・農家レストラン等でのどぶろく製造軒数」

平成20年度	平成22年度目標	平成26年度目標
0軒	3軒	5軒

(3) 「新たな農産加工品等の製造」

平泉ブランドの創出 (農産加工品等の製造)	平成23年度までに新たに3品目程度の加工品の製造・商品化を目指す。
--------------------------	-----------------------------------

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 体験プログラム等と連携した農家民宿の推進

今後開業予定の民宿で提供する郷土料理や体験メニューに「どぶろく」を加え、一年を通して宿泊者を安定的に確保し、都市との交流を促進する。

また、旬の味覚のつま取りや平泉ならではの歴史文化を活かした体験プログラム等と組み合わせることで、新たな滞在型観光商品として周知するほか、平泉の魅力を網羅したマップ(穴場マップ)を作成し、宿泊者の満足度を高める。

(2) 地域ブランドの向上に向けた取組

「どぶろく」製造を機に、現在生産されている農産物や今後開発される加工品に付加価値を付け、特産品としてのブランド力を高めて観光客等に販売する。

また、春や秋の藤原まつりや曲水の宴など毎年多数の観光客が訪れるおまつりや、かねてより友好関係にある東京都江東区におけるイベント等において、「どぶろく」の周知や地場製品の販売を行うことで、本町における農商工業全体の評価を高め、販路や消費拡大につなげる。

別 紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域（以下「特区」という。）内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「どぶろく」という。））を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

平泉町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、「どぶろく」の提供を通じて地域の活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特区内において、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした「どぶろく」を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

「どぶろく」の製造は、小規模ながら農家の副収入として経営の安定化につながるとともに、「どぶろく」と合わせて地元食材を原料とした郷土料理を提供することにより、地産地消と都市農村交流の増加が期待できる。また、観光客が増え地域の食材等への需要が増すことで、地域農産物や加工品販売の促進が図られる。このように、滞在型観光の推進と農商工連携の拡大による地域の活性化に取り組む上で、当該特例措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要

な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。